

## ■運営方針（素案）に対する意見（市町村意見聴取の概要）

資料1-2

No.	ページ数 ・行数	意見	回答	市町村
1	P2 9行目	・・・継続的な改善を目指します。 → 安定化と効率的な運営を目指します。 (PDCAサイクルに改善は含まれているため、改善で何を目標とするかを記載)	・・・PDCAサイクルを確立します。 (ここでは、PDCAサイクル確立の目的までは記載しないこととします。)	出雲市
2	P6 表6-2	②医療費の将来見通し 説明文では医療費総額は増加傾向としながら、表では減少しています。	グラフは5年刻みで2040年までの中長期的な見通しを示したものです。一方、当面増加傾向としたのは、文字通り、さしあたっては増加傾向が続くとしたものです。したがって、運営方針策定時には、このままグラフは掲載したいと考えています。	出雲市
3	P8 ③	③赤字解消・削減の取組 国保都道府県単位化により国保財政は安定されると国は標榜しているが、事業費納付金制度の導入により、制度開始前と比較して国民健康保険料が大幅に引上げとなる市町村が発生することが予想される。したがって、国民健康保険料一本化に向けた過渡期においては、国民健康保険料の上昇抑制等を目的とした各市町村の政策的な（一般会計からの）法定外繰入が広域化後も実施可能である旨を明記すべきと考える。	一般会計から繰入を行うかどうかは、最終的には市町村が自らの判断で決定されるものと認識しており、運営方針にあえて記載する必要はないと考えています。	浜田市
4	P10 (2)	(2) 保険料率一本化に向けた取組 保険料率の一本化については、目標年度を明確化すること。	保険料率の一本化を進めていくためには、市町村間で大きな差がある医療費水準を平準化していく必要があります。	松江市
5	P10 (2) 3行目	保険料率一本化に向けては、具体的な目標年次を設定したうえで統一に向けた具体的な議論を進める旨を記述すべきと考える。	しかしながら、 ・医療費水準の差をどこまで圧縮したら一本化できるのか、 ・また、一本化の時期はいつにするのか については、県内の医療費水準に格差がある現状では、直ちに結論を出すことは難しいと考えます。	浜田市
6	P10 18行目	現状において、市町村間で保険料や医療費の格差が生じているため、当面は、市町村ごとに保険料率を決め、将来的には一本化した保険料率を目指すことは良いと思われる。 ただ、同一保険者で、病院等での窓口負担は同一でありながら、居住している市町村によって、保険料が異なることは、被保険者の負担の公平性の観点から問題が大きいと考える。 従って、保険料率の一本化については、運営方針の次期改定時が一つの議論の時期とされているが、運営方針は3年ごとに検証とあるので、3年ごとに各市町村の保険料や医療費、保健事業費などの相関関係を分析し、早期の統一を図るべきと考える。	今後、一本化を進めるに当たって、まずは、毎年開催する国保運営協議会において、医療費水準の動向等について検証、検討等を行うことが必要と考えます。 なお、一本化については、 ・国保運営方針とこれに関連する医療計画、医療費適正化計画の改定時期や、 ・国が設定している保険料の激変緩和措置の終了時期 などが重なる平成35年が、一つの議論の時期になるのではないかと考えています。	雲南市
7	P11 9行目	第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法 (2) 保険料率一本化に向けた取組 ●県内すべての市町村がより低い医療費水準となるためには、医療費適正化の取組が最も重要であると考えます。しかし、医療費適正化の取組効果が実際に医療費に現れるのには時間がかかると思われます。保険料率の一本化の時期については、運営方針の次期改定時が一つの議論の時ではあると思いますが、一本化の時期については各市町村の医療費水準の状況をみながら慎重な議論をお願いしたい。		邑南町

No.	ページ数・行数	意見	回答	市町村
8	P10	第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法 保険料か保険税にするのか記載されていない。(1)現状 表8にもあるように保険税9市町、保険料10市町村と半々であるが、居住する市町村によって、賦課や徴収権等の期間が異なるため、被保険者の負担の公平性に欠けると思われるため、保険税か保険料のどちらかに早期に統一するよう、きちんと記載すべきである。	保険税は地方税法、保険料は国民健康保険法を根拠としており、時効の期間（税：5年、料：3年）や徴収権の優先順位等で差異があります。これまで、各市町村の実態により税と料を選択されていますが、一本化する場合、条例の改正や組織・人員体制の変更も生じます。税と料の統一の是非などについては、保険料率の一本化の議論とあわせて検討することとし、今回の運営方針への記載は見送りたいと考えます。	雲南市
	9	保険料・保険税の統一について、料か税かどちらかはっきりしてほしい。		奥出雲町
10	P11 40行目	第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法 (4) 激変緩和措置 ●納付金算定において、保険料負担が減少する市町村が発生した場合に、一定の下限割合を定め、それを下回って負担が減少する市町村について、県繰入金の配分を薄め、保険が大幅に増加する市町村に手厚く配分する財政調整については、医療費適正化のインセンティブを損なわないよう慎重な議論をお願いしたい。	現時点においては、下限設定を行う考えはありません。なお、平成32年度以降の激変緩和の措置のあり方については、平成31年度に改めて議論を行いたいと考えています。	邑南町
11	P18 14行目	第6章 医療費の適正化の取組 (2) 具体的な取組 ●具体的な取組の中でも、特に下記の項目については県全体で取組強化を図っていただきたい。 ・データヘルス計画に基づく保健事業の実施 ・特定健診・保健指導の実施率向上 ・糖尿病性腎症重症化予防の取組推進 ・後発医薬品の使用促進	医療費適正化に当たっての基本的な方針として、柱となる項目を追記しました。(P18中段) 具体的な取組の詳細等については、広域化等連携会議や作業会等を通じて議論をしていきたいと考えています。 また、素案に示した内容について、より具体的な方策や数値目標等を示すことは、暇がないことから、今回は運営方針には盛り込むことができませんが、今後の議論を通じて、必要なものは改正のときに加えたいと思います。	邑南町
	P19 (2) ⑧	⑧医療費の地域差縮減の取組 医療費水準の格差是正のための具体的な方策について検討し、方針に盛り込むこと。		松江市
13	P20 28行目	第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進 (2) 具体的な取組 ●国保の都道府県化に伴い、統一化できる事務はできる限り早く統一することが望ましいと考えます。統一可能な事務から早急に検討を進めていただきたい。	どのような事務を統一すべきか、どのような方法であれば統一が可能かなど、事務処理WGを中心に引き続き検討を進めたいと考えています。	邑南町
14	P21 37行目	第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進 (2) 具体的な取組 ⑨事務の共同実施、広域化、効率化 ●市町村事務処理標準システムについては、サーバー等機器の共同利用（クラウド環境の構築）を検討し、できる限り早くシステム導入できるよう進めていただきたい。●市町村事務の負担が軽減されるよう、事務の効率化を図っていただきたい。	事務の標準化やシステム管理経費を圧縮するためには、標準システムの導入は効果的な方法のひとつであると考えています。標準システムについての認識を深めていただき、各市町村のシステム更改時には標準システムへの更新を検討していただくよう、県としても情報提供や助言をしてきたいと思います。	邑南町

No.	ページ数 ・行数	意見	回答	市町村
15	P22 7行目	⑨事務の共同実施、広域化、効率化 「広域化を契機とした事務処理の統一を進めるため、各市町村で実施している事務処理方法を確認し、国保事務の効率化及び負担軽減、並びに正確性を図ることを目的とした、各業務担当者レベルでの協議・情報共有・研鑽を行う機会を設ける」という旨を追記すべきと考える。	事務処理のほか、保険給付や医療費適正化など、具体的な取組については、これまでどおり、連携会議や作業部会や各WGで検討をしていきたいと考えています。 このため、第7章ではなく、第9章（2）に次の文章を追記したいと考えます。 「また、県、市町村及び国保連の担当者と構成する作業部会等において、事務の広域的及び効率的な運営の推進について引き続き検討します。」	浜田市
16	P23 11行目	第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携 （1）地域包括ケアシステム構築における国保の取組 ●地域包括ケアの構築に資する取組について、関係機関と連携した全県的な取組みを積極的に進めていただきたい。	地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。 KDBシステム等を活用し、支援が必要な住民や指導の効果が見込まれる被保険者に取組が届くように、県庁各課や市町村との連携を密にしていきたいと考えています。	邑南町
17	P24	第9章 施策の実施のための体制 各市町村国保の運営協議会においても、今後、重要事項の審議や当面は、保険料率の決定を行うため、項目を設けて記載すべきである。	運営方針には、県全体の取組を記載することから、市町村の運営協議会についての記載は想定しておりません。	雲南市